

品川区教育委員会公式インスタグラム運用要領

制定 令和 7 年 9 月 1 日

(目的)

第1条 この要領は、品川区教育委員会（以下「委員会」とする。）が開設するインスタグラムを区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) インスタグラム：スマートフォンやタブレット端末などを使い、無料で画像や短時間動画を共有するサービス（ソーシャル・ネットワーキング・サービス：SNS）をいう。
- (2) 委員会公式インスタグラム：委員会が設置・運用するインスタグラムをいう。
- (3) アカウント：インスタグラムを利用するために取得した権利の総称をいう。
- (4) コメント：他のユーザーのインスタグラムに意見等を投稿することをいう。
- (5) 利用者：委員会公式インスタグラムの利用者をいう。
- (6) 情報発信者：委員会公式インスタグラムへの投稿または配信する者をいう。

(運営主体)

第3条 委員会公式インスタグラムの運営主体は委員会とし、運営管理者は教育委員会事務局庶務課長とする。

- 2 アカウント名は city_shinagawa_education とする。

(アカウント運営主体、運営ポリシー等の明示)

第4条 委員会は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてアカウント名を、品川区公式ホームページ上に明示する。

- 2 委員会は、アカウントの運営主体及び運営ポリシーについて、委員会公式インスタグラムのプロフィール欄に明示する。

(情報発信)

第5条 委員会公式Instagramを運営するにあたり、情報の作成、更新、発信は、原則として教育委員会事務局庶務課が行う。

2 情報発信の原則は次のとおりとする。

- (1) 教育委員会事務局職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令並びに職員の服務及び情報の取り扱いに関する規定を順守する。
- (2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに十分留意する。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等第三者の権利に関して侵害することがないように十分留意する。
- (4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
- (5) 発信する情報には、必ず「#しながわ #品川 #しあわせ多彩区 #品川区教育委員会」、所管課、問い合わせ先の電話番号を明記する。
- (6) 公序良俗に反する一切の情報を発信しない。

3 個別の返信ならびに委員会公式Instagram以外のアカウントへのコメント及び「いいね」機能の使用は行わない。ただし、運営管理者が必要と認めるものは、この限りでない。

(利用者等の遵守事項)

第6条 利用者および情報発信者は、委員会公式Instagramの利用に際して、次の投稿および配信を行ってはならないものとし、運営管理者は、投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、当該利用者に対し予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 法令等に違反するものまたは違反するおそれがあるもの
- (2) 委員会または第三者を誹謗中傷するもの
- (3) 委員会または第三者の肖像権、プライバシー権、知的財産権等を侵害するもの
- (4) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する表現や内容
- (8) 虚像や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) その他、委員会が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

(著作権)

第7条 委員会公式Instagramに掲載されている個々の情報（画像、動画等）に関する諸権利は、委員会または原作者に帰属する。

- 2 利用者は、内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製または転用をしてはならない。

(問い合わせ)

第8条 利用者からの問い合わせへの対応については、情報発信者が行う。

(免責)

第9条 委員会は、委員会公式Instagramを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者または第三者に損害が発生したとしても、委員会は一切責任を負わないものとする。

- 2 委員会は、掲載された情報に起因して利用者または第三者に損害が発生したとしても、委員会の故意または重大な過失によるものを除き、委員会は一切責任を負わないものとする。
- 3 この要領は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、運営管理者が別に定める。